

窒素酸化物放出規制海域における機関の運転状態等の記録に関する事項

改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

窒素酸化物放出規制海域における機関の運転状態等の記録に関する事項

改正理由

MARPOL 条約附属書 VI 第 13 規則においては、大気汚染防止を目的とし、船舶の建造日に応じて内燃往復動機関（以下、「機関」という。）からの窒素酸化物放出量の最大許容限度を規定しており、2016 年 1 月 1 日以降に建造された船舶が北アメリカ海域及びアメリカ・カリブ海海域といった窒素酸化物放出規制海域（以下、「NECA」という。）を航行するときには、最も厳しい 3 次規制が適用される。

当該 3 次規制が適用される船舶であっても同規制の適用は NECA を航行するときに限られ、NECA 外を航行するときには 2 次規制が適用されることから、一般には、NECA を航行するときは 3 次規制に適合する状態に機関システムを設定し、NECA 外を航行するときは 2 次規制に適合する状態に機関システムを設定することが想定される。

IMO において、3 次規制が適用される船舶が NECA を航行するときに上記のような機関システムの設定を切り替えるオペレーションが適切に実施されることを確保するための要件の策定について議論が行われた結果、2016 年 4 月に開催された IMO 第 69 回海洋環境保護委員会 (MEPC69) において、NECA への進入時及び NECA からの退出時のみならず、NECA において機関を起動又は停止させたときに、各機関の適用規制（2 次規制又は 3 次規制）及び運転状態をその時刻及び船舶の位置とともに航海日誌に記録する旨規定する MARPOL 条約附属書 VI 第 13 規則の改正が決議 MEPC.271(69)として採択された。

このため、決議 MEPC.271(69)に基づき関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 3 次規制が適用される船舶において、NECA への進入時、NECA からの退出時等において、機関の適用規制及び運転状態等を航海日誌に記録する旨規定した。
- (2) 3 次規制が適用される船舶の航海日誌に前(1)に規定する記録がされていることを、年次検査、中間検査及び定期検査において確認する旨規定した。

改正条項

海洋汚染防止のための構造及び設備規則 2 編 1.3.2, 8 編 2.1.4

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 2 編 1.3.2